

井原市DMO設立支援業務委託仕様書

1. 業務名

井原市DMO設立支援業務委託

2. 業務の目的

本市では、急速に進む少子高齢化や人口減少に伴い、地域経済活動の維持が困難になることが懸念される中であって、地域全体への新たなヒトとカネの流れを生み出し、市民や市内事業者の収入の増加や雇用の創出など地域経済の好循環を作り出すことで、「住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい 魅力あふれる 元気なまち いばら」の実現を目指している。

こうした中、観光に関しては、星空版の世界遺産と称される「星空保護区・コミュニティ部門」にアジアで初めて認定された本市美星地区の星空をはじめ、近代彫刻界の巨匠・平櫛田中の作品を展示する「平櫛田中美術館」や戦国の名将「北条早雲」生誕地の高越城址、豊かな自然を生かしたキャンプ場など、様々なジャンルの観光資源や施設が点在している。

これらの豊かな資源の強みによる新たな需要を生かして地方創生を実現するためには、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となる新たな法人組織を設立し、その組織の主導によって「稼ぐ力」を発揮し、これまで十分には対応できていなかった外国人観光客の取込みと観光客の市内周遊の促進、特産品販売を軸とした外貨の獲得、それを域内で循環させる仕組みの構築が急務である。

このような背景にあって、本業務は効果的なコンサルティングにより、観光地域づくり法人（地域DMO）登録を見据えた支援及び体制づくりを行うことで、地域全体の持続性の向上や円滑な運営に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4. 委託金額

7,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

5. 業務内容

受託者は業務の目的を達成するため、企画提案した内容について発注者と協議し、その意向を反映した上で、以下の内容によるDMO設立等に必要な業務を行うものとする。

なお、業務に用いるデータについては、国や県等で実施している最新の調査結果からの引用も可とするが、必要に応じて独自の調査を実施すること。

ア DMOの機能・体制等の調査・検討

地域の観光データの調査や、既存の資源や事業者の役割などの把握と分析を行い、新組織設立に際して地域の理解を深めるため、関係団体との役割分担・連携のあり方を検討しDMO設立の合意形成を図る。

イ 仮説・検証及び計画策定

上記アの調査・検討結果等を踏まえ、本市にとって最適なDMOの機能を導き出すとともに、持続可能な財源確保や事業領域の選定などを定める事業計画を策定すること。

ウ DMO設立支援

人材や財源等の経営資源の確保の支援を行うほか、必要な登記事務の準備など、法人設立に向けた各種支援を行う。

6. 業務計画書及び工程管理

- (1) 受託者は、本業務の契約締結後速やかに業務計画書を策定し、本市に提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の円滑な推進のため、業務計画書に基づき適切に行程を管理すること。
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで本市の承諾を得なければならない。また承諾を得た後、速やかに本市に変更業務計画書を提出すること。
- (4) 受託者は、業務担当課の求めに応じ事業期間中に1回以上中間報告を行うこと。

7. 業務完了届

本業務完了後、令和8年3月31日までに業務完了届を作成し、提出すること。

8. 成果物

- (1) 本業務の成果物は次のとおりとする。
 - ア 業務報告書（紙媒体（1部）及びPDFデータ）
- (2) 前項に掲げる成果物は、次の要件を満たすものでなければならない。
 - ア 図や表をできるだけ使用するとともに、使用する用語は専門知識を有しない者にも理解できるように配慮する。
 - イ 第三者に著作権があるものは、成果物に使用しない。

9. 納入場所

岡山県井原市 建設経済部 観光交流課

〒715-0014

岡山県井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター内

TEL 0866-62-8850

FAX 0866-62-8853

10. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た秘密、個人情報等について、契約期間内及び契約期間終了後においてその取扱いを厳重にし、外部に漏らしてはいけない。
- (2) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (3) 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。ただし、市から提供可能な資料は無料で貸与することとし、業務終了後は速やかに返却すること。
- (4) 受託者は、本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、市に帰属するものとし、本市の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (6) 業務が完了し、又は契約期間が終了した後であっても、内容に不備又は不完全な部分が発見された場合には、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (7) 受託者は、本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、速やかに市と協議の上、適切に対応すること。